

○越谷市物品購入等入札参加資格に関する要綱

平成12年3月31日

告示第52号

改正 平成12年11月30日告示第185号 平成13年11月5日告示第188号
平成16年10月28日告示第259号 平成17年7月1日告示第167号
平成18年3月31日告示第99号 平成18年8月31日告示第244号
平成19年3月23日告示第96号 平成20年3月17日告示第57号
平成22年3月29日告示第107号 平成23年3月31日告示第115号
平成24年3月19日告示第96号 平成28年2月29日告示第65号
平成28年3月31日告示第174号 令和3年3月1日告示第60号

(趣旨)

第1条 この要綱は、越谷市契約規則（昭和59年規則第39号）に定めるもののほか、市が発注する物品の購入及び売払い、印刷製本及び製造の請負、委託（設計、調査、測量及び土木施設維持管理に係る業務委託を除く。以下同じ。）並びに物件の賃借等の入札参加資格に関し必要な事項を定めるものとする。

(競争入札参加者の資格)

第2条 競争入札に参加できる者は、入札参加資格審査を受け、別表第1に定める資格を有する者として市長が決定した者（以下「有資格者」という。）とする。

(定期審査)

第3条 市長は、前条の資格を決定するため、2年に1回審査を行うものとする。ただし、市長が特別に必要と認める場合は、随時これを行うことができる。

(資格審査申請書の提出)

第4条 競争入札に参加を希望する者は、別に定める資格審査申請書（当

該申請書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下同じ。) に次に掲げる書類を添えて市長に提出(越谷市が行う入札等に関する事務を電子情報処理組織によって処理する情報処理システム(以下「電子入札システム」という。)により電磁的記録による提出を含む。)しなければならない。

- (1) 財務諸表又は青色申告決算書若しくは白色確定申告書
 - (2) 登記事項証明書(法人又は個人で商号を登記している場合)
 - (3) 納税証明書
 - (4) 営業に係る許可等を証する書類又はその写し(営業に関し許可等を要する場合)
 - (5) その他市長が必要と認める書類
- 2 前項に規定する提出書類のうち、新規に営業を開始した者等で提出できない書類がある場合にも受理することができるものとする。
- 3 資格審査申請書の提出時期は、定期審査及び随時審査ともに市長の定める時期とする。

(入札参加資格審査申請の制限)

第5条 入札参加資格審査を受けようとする者が、市長が別に定める事項のいずれかに該当するときは、審査を受けることができない。

(等級格付の方法)

第6条 第2条に規定する資格の等級格付の方法は、契約の種類ごとに、別表第2に掲げる審査項目の総合数値を別表第3に定める審査の方法により算出し、同表に定める格付けの方法により、別表第1に定める資格の等級に格付けするものとする。

(資格者名簿の作成)

第7条 市長は、有資格者を決定したときは、入札参加資格者名簿を作成するものとする。

(資格の有効期間)

第 8 条 資格の有効期間は、当該資格の決定を受けたときから次期の定期審査において決定されるまでとする。

(資格決定の通知)

第 9 条 市長は、資格の審査を行ったときは、資格のない者として決定した者に限り通知するものとする。ただし、有資格者から請求があったときは、資格決定の通知を行うものとする。

(資格者名簿からの抹消)

第 10 条 市長は、資格者名簿に登載された者が次の各号のいずれかに該当するときは、その者を当該名簿から抹消するものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4（同令第 167 条の 11 第 1 項において準用する場合を含む。）の規定に該当する者となったとき。
- (2) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）第 3 条又は第 8 条第 1 号の規定に違反して公正取引委員会から告発、排除措置命令又は課徴金納付命令を受けた場合で極めて悪質であると市長が認めるとき。
- (3) 刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 の規定により逮捕され、又は逮捕を経ずに起訴された場合で極めて悪質であると市長が認めるとき。
- (4) その他市長が別に定める事項に該当するとき。

2 市長は、資格者名簿に登載された者が次の各号のいずれかに該当するときは、その者を当該名簿から抹消することができるものとする。

- (1) 資格審査申請書又は添付書類（当該添付書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）に虚偽の記載をしたとき。
- (2) その他市長が別に定める事項に該当するとき。

(変更届出)

第 11 条 有資格者は、次に掲げる事項に変更があったときは、直ちにそ

の旨を書面（当該書面に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）により市長に届け出なければならない（電子入札システムにより電磁的記録による届出を含む。）。営業を休止したとき、廃業したとき又は生産設備を著しく変更したときも同様とする。

- (1) 商号
- (2) 所在地
- (3) 代表者
- (4) その他市長が必要と認める事項

（参加資格の承継）

第12条 相続、合併、事業譲渡又は会社分割により、資格審査を申請した者から当該営業の一切を承継した者が、その参加資格を承継しようとするときは、直ちに関係書類（当該関係書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）を添えて市長に届け出なければならない（電子入札システムにより電磁的記録による届出を含む。）。

（資格審査会）

第13条 第2条の資格を決定するため、越谷市物品購入等業者資格審査会（以下「資格審査会」という。）を置く。

（組織）

第14条 資格審査会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 総務部長
- (2) 総務部副部長
- (3) 総務部契約課長
- (4) 行財政部財政課長
- (5) 行財政部行政管理課長
- (6) 学校教育部学校管理課長

2 前項各号に掲げる者のほか、総務部長は、必要に応じて、課長相当職以上の職にある者を委員とすることができる。

- 3 資格審査会に会長及び副会長それぞれ1名を置き、会長には総務部長の職にある者、副会長には総務部副部長の職にある者をもって充てる。ただし、総務部副部長の職にある者が欠けた場合は、総務部契約課長の職にある者をもって充てる。

(会長等の職務)

第15条 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第16条 資格審査会の会議は、会長が招集する。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。
- 4 緊急を要することにより会議を招集する時間的余裕がないときは、会長が各委員に合議することにより会議に代えることができる。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成12年告示第185号)

(施行期日)

- 1 この告示は、平成12年12月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第10条の規定は、この告示の施行の日以後に明らかとなった資格者名簿からの抹消の対象となる事項について適用し、同日前に明らかとなった資格者名簿からの抹消の対象となる事項については、なお従前の例による。

附 則（平成13年告示第188号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成16年告示第259号）

この告示は、平成16年11月1日から施行する。

附 則（平成17年告示第167号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年告示第99号）

この告示は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成18年告示第244号）

（施行期日）

1 この告示は、平成18年9月1日から施行する。

（経過措置）

2 直近の決算が平成18年5月1日前である法人についての改正後の別表第2の規定の適用については、同表中「純資産合計額」とあるのは「純資産合計額に相当する額」とする。

附 則（平成19年告示第96号）

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年告示第57号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成22年告示第107号）

この告示は、平成22年4月1日から施行する。ただし、第10条第1項第2号及び第12条の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成23年告示第115号）

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成24年告示第96号）

（施行期日）

1 この告示は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の日から平成24年3月31日までの間における改正後の第10条第1項第3号の規定の適用については、同号中「第96条の6」とあるのは、「第96条の6第2項」とする。
- 3 改正後の第10条第1項第3号の規定は、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6第1項の規定による逮捕又は逮捕を経ない起訴が平成24年4月1日以後に明らかとなった場合について適用し、同日前に明らかとなった場合については、なお従前の例による。

附 則（平成28年告示第65号）

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年告示第174号）

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和3年告示第60号）

(施行期日)

- 1 この告示は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表第2第2項第2号の規定は、令和3年度以後の年度分の物品購入等入札参加資格の審査について適用し、令和2年度分までの物品購入等入札参加資格の審査については、なお従前の例による。

別表第1（第2条、第6条関係）

資格	総合数値
A	70点以上
B	50点以上 70点未満
C	50点未満

別表第2（第6条関係）

審査項目

1 経営規模

(1) 売上高……………（千円未満切り捨て）

審査の申出をする時点の直近の決算（決算手続きの完了したもの（以下「直近の決算」という。））における純売上高とする。

(2) 純資産合計額……………（千円未満切り捨て）

① 法人にあつては、直近の決算における純資産合計額とする。ただし、直近の決算後、審査の申出をする時点までの間に増減資があつた場合に限り、当該増減資の額を加減した額とする。

② 個人にあつては、資本合計の額とする。

(3) 従業員数

審査の申出をする時点において、常時使用する従業員の数とする。

（臨時、アルバイト及びパートタイマーは除く。）

(4) 従業員1人当りの売上高……………（千円未満切り捨て）

直近の決算における純売上高を審査の申出をする時点において常時使用する従業員の数で除して得た額とする。

2 経営状況

(1) 流動比率……………（小数第1位以下四捨五入）

直近の決算における流動資産の額を流動負債の額で除して得た数値を百分比で表したものとする。

(2) 経営資本回転率……………（小数第2位以下四捨五入）

直近の決算における純売上高を流動資産及び固定資産の合計額から建設仮勘定及び投資その他の資産の合計額を差し引いた金額で除して得た数値とする。

(3) 営業年数……………（1年末満切り捨て）

審査の申出をする時点の前日までの営業年数（休業又は転廃業の期間を除く。）とする。

別表第3（第6条関係）

審査及び格付の方法

1 審査の方法

(1) 物品の購入、委託等

別紙1(1)から(7)までの各審査項目の上欄に掲げる区分に応じ、下欄に定める数値をそれぞれ加算し、総合数値を算出する。

(2) 印刷の請負

別紙2(1)から(7)までの各審査項目の上欄に掲げる区分に応じ、下欄に定める数値をそれぞれ加算し、総合数値を算出する。

(3) 物品の売払い

別紙3(1)から(7)までの各審査項目の上欄に掲げる区分に応じ、下欄に定める数値をそれぞれ加算し、総合数値を算出する。

2 格付の方法

(1) 物品の購入、委託等

前記1(1)により算出した総合数値が別表第1に定める資格の級別のいずれに該当するかにより格付する。

(2) 印刷の請負

前記1(2)により算出した総合数値が別表第1に定める資格の級別のいずれに該当するかにより格付する。

(3) 物品の売払い

前記1(3)により算出した総合数値が別表第1に定める資格の級別のいずれに該当するかにより格付する。

別紙1

物品の購入及び役務の提供等

(1) 売上高

売上高	20億円以上	15億円以上 20億円未満	10億円以上 15億円未満	7億円以上 10億円未満	4億円以上 7億円未満	3億円以上 4億円未満	2億円以上 3億円未満	1億5,000万円以上 2億円未満
数値	35	33	31	29	27	25	23	21

売上高	1億円以上 1億5,000万円未満	8,000万円以上 1億円未満	6,000万円以上 8,000万円未満	4,500万円以上 6,000万円未満	3,000万円以上 4,500万円未満	2,000万円以上 3,000万円未満	1,000万円以上 2,000万円未満	500万円以上 1,000万円未満	500万円未満
数値	19	17	15	13	11	9	7	5	3

(2) 純資産合計額

純資産合計額	1億円以上	8,000万円以上 1億円未満	6,000万円以上 8,000万円未満	4,500万円以上 6,000万円未満	3,000万円以上 4,500万円未満	2,000万円以上 3,000万円未満	1,000万円以上 2,000万円未満	500万円以上 1,000万円未満
数値	15	14	13	11	9	7	5	3

純資産合計額	100万円以上 500万円未満	1円以上 100万円未満	マイナス資本
数値	2	1	-2

(3) 流動比率

流動比率	150%以上	130%以上 150%未満	110%以上 130%未満	90%以上 110%未満	70%以上 90%未満	70%未満
数値	15	12	9	6	3	1

(4) 経営資本回転率

回転率	3.0以上	2.5以上 3.0未満	2.0以上 2.5未満	1.5以上 2.0未満	1.0以上 1.5未満	1.0未満
数値	15	12	9	6	3	1

(5) 従業員数

従業員数	300人以上	100人以上 300人未満	50人以上 100人未満	10人以上 50人未満	10人未満
数値	5	4	3	2	1

(6) 従業員1人当りの売上高

売上高	3,000万円以上	2,500万円以上 3,000万円未満	2,100万円以上 2,500万円未満	1,900万円以上 2,100万円未満	1,600万円以上 1,900万円未満	1,300万円以上 1,600万円未満	1,200万円以上 1,300万円未満	1,000万円以上 1,200万円未満
数値	10	9	8	7	6	5	4	3

売上高	800万円以上 1,000万円未満	800万円未満
数値	2	1

(7) 営業年数

営業年数	10年以上	5年以上 10年未満	3年以上 5年未満	2年以上 3年未満	2年未満
数値	5	4	3	2	1

別紙2
印刷の請負
(1) 売上高

売上高	5億円以上	4億円以上 5億円未満	3億円以上 4億円未満	1億5,000万円以上 3億円未満	1億円以上 1億5,000万円未満	8,000万円以上 1億円未満	6,000万円以上 8,000万円未満	4,500万円以上 6,000万円未満
数値	35	32	29	26	23	20	17	14

売上高	3,000万円以上 4,500万円未満	2,000万円以上 3,000万円未満	1,000万円以上 2,000万円未満	500万円以上 1,000万円未満	500万円未満
数値	11	8	5	2	1

(2) 純資産合計額

純資産合計額	1億円以上	8,000万円以上 1億円未満	6,000万円以上 8,000万円未満	4,500万円以上 6,000万円未満	3,000万円以上 4,500万円未満	2,000万円以上 3,000万円未満	1,000万円以上 2,000万円未満	500万円以上 1,000万円未満
数値	10	9	8	7	6	5	4	3

純資産合計額	100万円以上 500万円以上	1円以上 100万円未満	マイナス資本
数値	2	1	-2

(3) 流動比率

流動比率	150%以上	130%以上 150%未満	110%以上 130%未満	90%以上 110%未満	70%以上 90%未満	70%未満
数値	10	8	6	4	2	1

(4) 経営資本回転率

回転率	3.0以上	2.5以上 3.0未満	2.0以上 2.5未満	1.5以上 2.0未満	1.0以上 1.5未満	1.0未満
数値	10	8	6	4	2	1

(5) 従業員数

従業員数	100人以上	50人以上 100人未満	20人以上 50人未満	10人以上 20人未満	5人以上 10人未満	5人未満
数値	10	8	6	4	2	1

(6) 従業員1人当りの売上高

売上高	1,000万円以上	900万円以上 1,000万円未満	800万円以上 900万円未満	700万円以上 800万円未満	600万円以上 700万円未満	500万円以上 600万円未満	400万円以上 500万円未満	300万円以上 400万円未満
数値	10	9	8	7	6	5	4	3

売上高	200万円以上 300万円未満	200万円未満
数値	2	1

(7) 営業年数

営業年数	10年以上	5年以上 10年未満	3年以上 5年未満	2年以上 3年未満	2年未満
数値	5	4	3	2	1

別紙3
 物品の売払い
 (1) 売上高

売上高	5億円以上	4億円以上 5億円未満	3億円以上 4億円未満	1億5,000万円以上 3億円未満	1億円以上 1億5,000万円未満	8,000万円以上 1億円未満	6,000万円以上 8,000万円未満	4,500万円以上 6,000万円未満
数値	35	32	29	26	23	20	17	14

売上高	3,000万円以上 4,500万円未満	2,000万円以上 3,000万円未満	1,000万円以上 2,000万円未満	500万円以上 1,000万円未満	500万円未満
数値	11	8	5	2	1

(2) 純資産合計額

純資産合計額	1億円以上	8,000万円以上 1億円未満	6,000万円以上 8,000万円未満	4,500万円以上 6,000万円未満	3,000万円以上 4,500万円未満	2,000万円以上 3,000万円未満	1,000万円以上 2,000万円未満	500万円以上 1,000万円未満
数値	15	14	13	11	9	7	5	3

純資産合計額	100万円以上 500万円以上	1円以上 100万円未満	マイナス資本
数値	2	1	-2

(3) 流動比率

流動比率	150%以上	130%以上 150%未満	110%以上 130%未満	90%以上 110%未満	70%以上 90%未満	70%未満
数値	15	12	9	6	3	1

(4) 経営資本回転率

回転率	3.0以上	2.5以上 3.0未満	2.0以上 2.5未満	1.5以上 2.0未満	1.0以上 1.5未満	1.0未満
数値	15	12	9	6	3	1

(5) 従業員数

従業員数	100人以上	50人以上 100人未満	20人以上 50人未満	10人以上 20人未満	10人未満
数値	5	4	3	2	1

(6) 従業員1人当りの売上高

売上高	3,000万円以上	2,500万円以上 3,000万円未満	2,100万円以上 2,500万円未満	1,900万円以上 2,100万円未満	1,600万円以上 1,900万円未満	1,300万円以上 1,600万円未満	1,200万円以上 1,300万円未満	1,000万円以上 1,200万円未満
数値	10	9	8	7	6	5	4	3

売上高	800万円以上 1,000万円未満	800万円未満
数値	2	1

(7) 営業年数

営業年数	10年以上	5年以上 10年未満	3年以上 5年未満	2年以上 3年未満	2年未満
数値	5	4	3	2	1